

## 「給水装置工事主任技術者」に関するQ&A

Q 1 入札手続を行う上で、手続方法は変わりますか。

A 1 事後審査の審査項目となるため、給水装置工事主任技術者の資格を有する者の雇用確認書類と資格確認書類を提出していただく必要があります。

Q 2 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を現場代理人及び主任技術者（監理技術者）として配置する必要がありますか。

A 2 当該技術者の位置付けは、他の技術者であるため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）としての配置は求めておりません。

Q 3 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）との兼任は可能ですか。

A 3 可能です。

Q 4 雇用確認書類として必要となる提出書類を教えてください。

A 4 雇用確認書類は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）と同様です。  
なお、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の雇用確認書類については、入札公告（共通事項）に記載されておりますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

Q 5 資格確認書類として必要となる提出書類を教えてください。

A 5 給水装置工事主任技術者証、給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者試験合格証書の写しをご提出ください。

Q 6 雇用確認の審査基準日はいつですか。

A 6 入札参加資格審査申請締切日時点までに雇用確認書類の交付を受けている必要があります。

Q 7 資格取得の審査基準日はいつですか。

A 7 事後審査書類提出日時点までに資格確認書類の交付を受けている必要があります。

Q 8 確認書類を提出する時期はいつですか。

A 8 事後審査書類提出時（落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日後の午後5時まで）です。

Q 9 事後審査で確認書類を提出した給水装置工事主任技術者を落札決定後に変更することは可能ですか。

A 9 可能です。

ただし、再度、条件を満たしているかの確認を行いますので、変更後の給水装置工事主任技術者の雇用確認書類及び資格確認書類を監督員に提出してください。

Q 10 契約後に提出する着手関係書類（現場代理人及び技術者届）において、他の技術者として届出する必要はありますか。

A 10 給水装置工事主任技術者の配置が必要となる作業については、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、常時配置を求めているものではありません。よって、現場代理人及び技術者届の記載については不要とします。

Q 11 A 10で現場代理人及び技術者届の記載が不要とあるが、未配置の扱いになるのでしょうか。

A 11 現場代理人及び技術者届の記載を不要とすることをもって、契約期間中全てにおいて未配置の扱いをするわけではありません。

配置が必要な期間は、当該作業が実際に施工されている期間とします。別の工事に配置されている監理技術者等がこれを行う場合、専任義務違反と判断される場合がありますので、ご注意ください。

Q 12 給水装置工事主任技術者の資格試験の合格後、実務経験を積む必要はありますか。

A 12 不要です。

給水装置工事主任技術者の資格試験の合格後、1年間の実務経験を積むことで、管工事の主任技術者として認められますが、本件に係る技術者については、管工事の主任技術者として配置を要するものではありません。

Q 13 給水装置工事主任技術者の資格を有する在籍出向者、派遣社員、パートタイマー等を配置することはできますか。

A 13 当該技術者は一部の場合を除き、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者には当たらないため配置することはできません。

なお、配置することができる場合は、入札公告（共通事項）に記載している現場代理人及び主任技術者（監理技術者）と同様の取扱いとします。

Q 1 4 共同企業体で参加する場合、構成員ごとに給水装置工事主任技術者の確認書類を提出する必要がありますか。

A 1 4 構成員ごとに確認書類を提出する必要があります。